平成 25 年 3 月 6 日

各　位

上場会社名　ホーチキ株式会社
代表者　代表取締役取締役社長　根本 健三
（コード番号　6745）
問合せ先責任者　常務取締役管理本部長　齊藤　順一
（TEL　03－3444－4111）

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 22 年 12 月 17 日付「ミハル通信㈱の当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社に対する訴訟が提起されておりましたが、本年 2 月 27 日付で東京地方裁判所より、判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
   (1) 裁　　判　　所：東京地方裁判所
   (2) 年　　月　　日：平成 25 年 2 月 27 日

2. 判決の内容
   (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
   (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 訴訟を提起した者
   (1) 名　　称：ミハル通信株式会社
   (2) 所　　在　　地：神奈川県鎌倉市岩瀬字平島 1285 番地
   (3) 代 表 者 氏 名：代表取締役　二ノ宮　隆夫

4. 訴訟の内容および損害賠償請求金額
   (1) 訴 訟 の 内 容：特許権侵害に基づく損害賠償等請求事件
   (2) 損害賠償請求金額：1 億円

5. 訴訟の経緯

   当社が製造・販売する CATV 用光受信機において、ミハル通信株式会社所有の特許権を侵害するものとし、これについて当該製品の製造・販売等の差止め請求及び損害賠償を求める訴えがなされたものです。

   当社といたしましては、当社製品は原告の本特許権を侵害するものではなく、かつ本特許権は無効であることを主張し、本件訴訟に対応してまいりました。

6. 今後の見通し

今回の判決では、当社の無効主張が認められた判決が下されました。また、平成 25 年 3 月期業績に与える影響はございませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、本判決に対して原告より控訴が提起された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以　上